

# Zenken通信 (vol. 37)

## ▽ 今回のお届け情報

Title: 岐阜県「新中央公契連モデルに改正」

### Outline

添付資料P1~4

○岐阜県は、品質確保や下請業者の保護等に加え、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格や低入札調査基準価格の設定基準等について、4月に改定された新しい中央公契連モデルに準じて見直すとともに、失格判断基準もあわせて改正した。

○また、最低制限価格制度の対象についても、1億円未満の全工種に拡大する。

#### [見直し内容]

##### 1. 最低制限価格及び調査基準価格の見直し

(1) 設定範囲  $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

##### (2) 算定式

【土木工事】

- ・ 直接工事費  $\times 0.95 \Rightarrow$  変更なし
- ・ 共通仮設費  $\times 0.90 \Rightarrow$  変更なし
- ・ 現場管理費  $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
- ・ 一般管理費  $\times 0.30 \Rightarrow$  変更なし

【建築工事】

- ・ 直接工事費  $\times 0.95 \Rightarrow \times 9/10 \times 0.95$
- ・ 共通仮設費  $\times 0.90 \Rightarrow$  変更なし
- ・ 直接工事費  $\times 0.60$   
 $\Rightarrow (\text{直接工事費} \times 1/10 + \text{現場管理費}) \times 0.70$
- ・ 一般管理費  $\times 0.30 \Rightarrow$  変更なし

##### 2. 失格判断基準の引き上げ

- ・ 直接工事費 設計金額の 95%  $\Rightarrow$  【土木】 変更なし  
【建築】  $\times 9/10 \times 95\%$
- ・ 共通仮設費       "       90%  $\Rightarrow$  変更なし
- ・ 現場管理費       "       60%  $\Rightarrow$  70%

担 当 : 事業企画課 林

## 岐阜県の最低制限価格

## 1億未満全工事に適用

## 低入調査・失格基準も改定

岐阜県は、建設工事入札契約制度を改正し、最低制限価格制度を原則1億円未満の全工事に適用する。また、4月の「工事請負契約に係る低入札調査基準について」の中央公共工事契約制度運営連絡協議会モデルの改正に伴い、低入札調査基準価格、失格判断基準を改定し、建築一式工事などの算出式を工事の実態に合わせて、それぞれ見直した。6月1日以降工事から適用している。

最低制限価格は、これまで1億円未満の土木系5工事（土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装、塗装、造園）と鋼構造物工事に適用していたが、今後は原則、1億円未満のすべての工事に適用する。最低制限価格の範囲は、予定価格の「3分の2から10分の8・5」から「10分の7

を乗じた価格、一般管理費の30%の合計額、営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上下水道工事の「機械器具設置」は、機器費の83%、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の合計額に、それぞれ1・05を乗じた額とする。

低入札価格調査制度の判断基準の範囲は、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とする。

失格判断基準は、入札書記載金額が、設計書における直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%を足した金額を下回った場合に無効とする。

「建築一式」、営繕の「電気」「電気通信」「管」と「とび・土工・コンクリート」（解体に限る）は、直接工事費の10分の9に95%を乗じた額、共通仮設費の90%、現場管理費の70%の合計、営繕以外の「電気」「電気通信」、上下水道の「機械器具設置」は、機器費の75%、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%の合計が、それぞれ入札書記載金額を超えないかを審査。

失格判断基準価格は、入札書比較価格の10分の7から10分の9の範囲内とする。

## 低入札制度の改正

|        |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予定価格:大 | 低入札価格調査制度                                                                                                                                                                                                 |
|        | 基準価格<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>} 合計額×1.05<br>(ただし、予定価格の7/10-9/10の範囲内)<br>(失格判断基準)<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>} 合計額<br>>入札書記載金額<br>(ただし、入札書比較価格の7/10-9/10の範囲内) |
| 1億円    | 最低制限価格制度                                                                                                                                                                                                  |
| 予定価格:小 | 制限価格<br>基準価格の算出と同じ<br>※制限価格を下回った場合は無効<br>総合評価落札方式など一部の工事については、予定価格1億円未満でも低入札価格調査制度の適用あり                                                                                                                   |

## 建設工事に関する低入札価格調査制度等の改正について

平成21年6月1日以降に※入札手続きに着手する工事から、以下のとおり低入札価格調査制度等の取扱いを改めることとしました。

なお、個別の工事案件が、新旧どちらの基準による取り扱いかについては、各発注機関にお問い合わせください。

※入札手続きに着手するとは、各発注機関の「入札参加資格委員会」に付議すること等を指しますが、当該工事が新基準の適用を受けるか否かについては、発注機関にお問い合わせください。

### 改正の目的

ダンピング受注に伴う工事品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等が懸念されるため、その対策として、また、ダンピング受注の排除により、建設業が地域雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正価格での契約を推進するため改正を行うものです。

### 改正の内容

#### ○低入札調査基準価格の改正

国土交通省において、平成21年4月3日に「低入札価格調査基準」の改正がなされ、これを受けて、中央公契連において、平成21年4月10日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）」が改正されました。

これを踏まえて、本県においても基準価格の改正を行うものです。

また、「建築一式」「電気」「電気通信」「管」等工事について、工事の実態に合わせ算出式の見直しもあわせて行いました。

#### 改正前

○基準価格  
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%)×1.05

○基準価格の範囲  
予定価格の 2/3 ~ 8.5/10 の範囲内

#### 改正後

○基準価格  
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)×1.05

○ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事をに限る。）」

基準価格＝  
(直接工事費×9/10×95%+共通仮設費×90%+(直接工事費×1/10+現場管理費)×70%+一般管理費×30%)×1.05

営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

基準価格＝  
(機器費×83%+直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)×1.05

○基準価格の範囲  
予定価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

## ○失格判断基準の改正

中央公契連モデルの改正に伴い、失格判断基準の算出式を改正するとともに、「建築一式」「電気」「電気通信」「管」等工事について、工事の実態に合わせ算出式の見直しを行いました。

### 改正前

○土木系5工事〔「土木一式」「とび・土工・コンクリート」(解体工事を除く。)]「ほ装」「塗装」及び「造園」並びに鋼構造物工事については、次に該当する価格で入札を行った場合を無効とする。  
入札書記載金額 < 設計書における (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%)

○ただし、上記で得た額が、

① 失格判断基準価格 > 入札書比較価格×8.5/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格×8.5/10 とする。

② 失格判断基準価格 < 入札書比較価格×2/3 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格×2/3 とする。

○上記工種以外は、

(直接工事費) × 75% ----- ①  
(共通仮設費) × 70%  
(現場管理費) × 60% } 合計額 ②  
(一般管理費) × 30%

①または②のいずれかを下回った場合は無効とする。

### 改正後

○次に該当する価格で入札を行った場合を無効とする。

入札書記載金額 < 設計書における (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%)

○ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート(解体工事をに限る。)」

入札書記載金額 < 設計書における (直接工事費×9/10×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%)

営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

入札書記載金額 < 設計書における (機器費×75%+直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%)

○上記で得た額が、

① 失格判断基準価格 > 入札書比較価格×9/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格×9/10 とする。

② 失格判断基準価格 < 入札書比較価格×7/10 の場合は、  
失格判断基準価格 = 入札書比較価格×7/10 とする。

## ○最低制限価格制度の改正

最低制限価格制度については、予定価格1億円未満の一部工種に限って導入していましたが、今回の改正で原則1億円未満の全ての建設工事について適用することとします。

※総合評価落札方式による入札など一部の工事については、予定価格が1億円未満でも低入札価格調査制度が適用される場合があります。

### 改正前

○適用工種：

予定価格1億円未満の土木系の5工事〔「土木一式」「とび・土工・コンクリート(解体工事を除く)」「ほ装」「塗装」及び「造園」〕並びに鋼構造物工事に適用

○算出方法：基準価格に同じ

○範囲：予定価格の2/3 から 8.5/10

### 改正後

○適用工種：原則、予定価格1億円未満の全ての工事に適用

○算出方法：基準価格に同じ

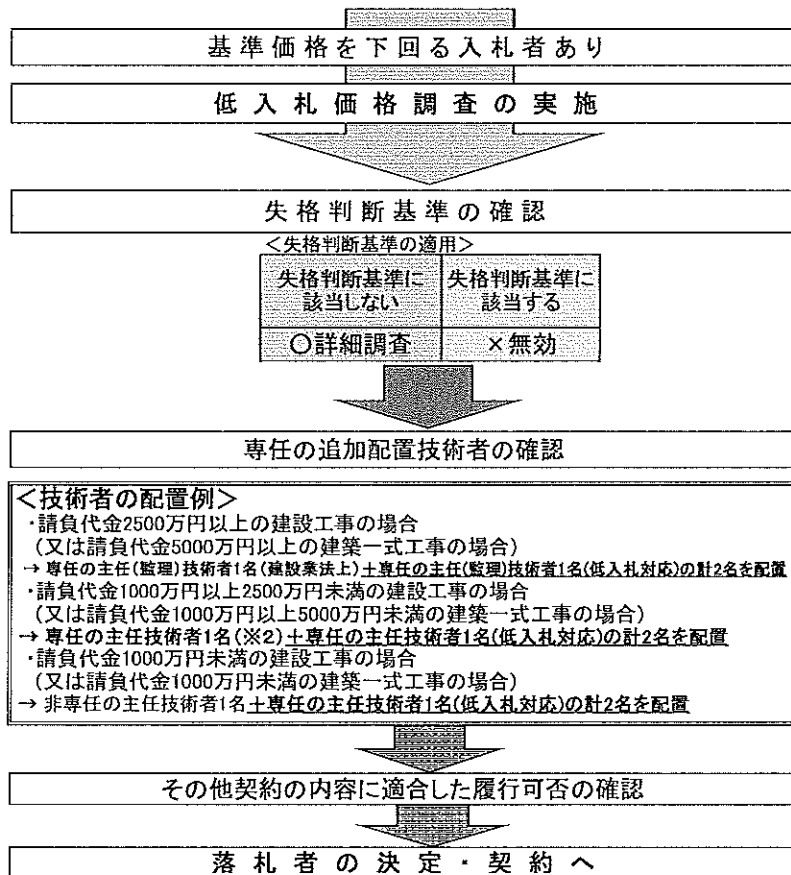
○範囲：予定価格の7/10 から 9/10

【低入札制度の改正について「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領」の一部改正(平成21年6月1日施行)】

県発注の建設工事に関する低入札制度について、平成21年6月1日以降に入札手続きに着手する工事から、以下のとおり①「低入札調査基準価格の改正」②「失格判断基準の改正」③「最低制限価格制度の最低制限価格の改正」④「最低制限価格制度の適用工種の拡大」を行うこととしましたので、ご注意ください。

※「入札手続きに着手する」とは、各発注機関の「入札参加資格委員会」に付随すること等を指しますが、具体的には、該当工事の発注機関にお問い合わせください。

| 右記以外の工事 |                                                                                                                                                                                                     | 「建築一式」並びに「営繕工事」にかかる「電気」、「電気通信」、「管」及び「とび・土工・コンクリート(解体工事に限る。)」 | 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予定価格:大  | <b>低入札価格調査制度</b>                                                                                                                                                                                    |                                                              | <b>低入札価格調査制度</b>                                                                                                                                                                                                           |
|         | 基準価格<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額 |                                                              | 基準価格<br>直接工事費×9/10×95%<br>共通仮設費×90%<br>(直接工事費×1/10+現場管理費)×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>直接工事費×9/10×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額 |
|         | <b>最低制限価格制度</b>                                                                                                                                                                                     |                                                              | <b>最低制限価格制度</b>                                                                                                                                                                                                            |
|         | 制限価格=基準価格の算出に同じ<br>※制限価格を下回った場合は無効                                                                                                                                                                  |                                                              | 基準価格<br>機器費×83%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>機器費×75%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額  |
| 1億円     | <b>低入札価格調査制度</b>                                                                                                                                                                                    |                                                              | <b>低入札価格調査制度</b>                                                                                                                                                                                                           |
|         | 基準価格<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額 |                                                              | 基準価格<br>機器費×83%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>機器費×75%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額  |
| 予定価格:小  | <b>最低制限価格制度</b>                                                                                                                                                                                     |                                                              | <b>最低制限価格制度</b>                                                                                                                                                                                                            |
|         | 制限価格=基準価格の算出に同じ<br>※制限価格を下回った場合は無効                                                                                                                                                                  |                                                              | 基準価格<br>機器費×83%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>一般管理費×30%<br>(ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額×1.05<br>(失格判断基準)<br>機器費×75%<br>直接工事費×95%<br>共通仮設費×90%<br>現場管理費×70%<br>(ただし、入札書比較価格の7/10～9/10の範囲内)<br>合計額 > 入札書記載金額  |



※2 一般競争入札に限って、専任の技術者が1名必要です。ただし、平成20、19年度における岐阜県発注工事の当該工種(※3)に係る工事成績評定点の平均点が75点以上[平成20、19年度における岐阜県発注の当該工種に係る受注実績がない場合は、平成18、17年度における岐阜県発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が75点以上]であると落札候補者から申請があり、適切な施工の確保が見込まれる工事については、専任を除外することができます。

※3 「土木一式」、「建築一式」及び「舗装」などの工種区分